

道路トンネル定期点検基準(案)

平成26年〇月

国土交通省 道路局

目 次

1. 適用範囲	1
2. 定期点検の頻度	1
3. 定期点検の方法	1
4. 定期点検を行う者	1
5. 健全性の診断	1
6. 措置	2
7. 記録	2
別紙 1 点検表記録様式	(検討中)

1. 適用範囲

本基準は、道路法の道路におけるトンネル（以下「道路トンネル」という）の定期点検に適用する。

2. 定期点検の頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

3. 定期点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とする。

また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。

4. 定期点検を行う者

道路トンネルの定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

5. 健全性の診断

5. 1. 変状等の健全性の診断

変状等の健全性の診断は、表-5.1の判定区分により行うことを基本とする。

表-5.1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

5. 2. トンネル毎の健全性の診断

覆工スパン毎及びトンネル毎の健全性の診断は、表-5.2 の判定区分により行う。

表-5.2 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

6. 措置

健全性の診断に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

7. 記録

定期点検及び措置の結果に基づき内容を記録し、当該道路トンネルが利用されている期間中は、これを保存する。

(別紙 点検表記録様式参照)